

海外レポート

国連人権小委員会報告

はじめに

今年の国連人権小委員会は世界人権宣言五〇周年記念の年の、第五〇会期という区切りの小委員会である。世界の人権事情は、その半世紀の区切りを佳節と表現することをためらわせる。本稿では、人権小委員会の機能と特徴、今会期の各議題ごとの世界の人権状況と人権小委員会の対応についてその概略を報告したい。当然のことながら、本報告は国連人権小委員会の公式報告ではなく、原田伴彦記念基金の支援を受けて反差別国際運動(IMADR)のインターンとして参加した筆者が把握した範囲を、限られた紙数で報告するものである。また、非公開の議題については出席していないので報告の術もない。なお、参考のために国連の人権関係機構図を資料

八尾 勝

として添付する。

一 人権小委員会の機能と特徴について

1 機能

国連人権小委員会の正式名称は差別防止・少数者保護小委員会(Sub-Commission on Prevention of Discrimination and Protection of Minorities)である。一九四七年に国連人権委員会(Commission on Human Rights: CHR)の下部機関として設置されて以来、世界の人権課題に関する研究や提言を通じて国際人権の高揚に努めてきた。小委員会の作業内容はおおむね次の通りである。

①作業部会(working group)による検討
小委員会のもとの作業部会には、九八年八月現在、

人権侵害の通報(一五〇三手続き)、現代奴隷制、先住民、マイノリティの四作業部会があり、小委員会会期前に開催され、四作業部会以外にも必要に応じて会期中に作業部会(Seasonal working group)がもたれることがある。

・人権侵害の通報に関する作業部会(今会期議題一三に対応)

いわゆる「一五〇三手続き」に従い、人権侵害に関する通報を受けて大規模なものについて非公開で検討を行う。内容は非公開のため不明。

・現代奴隷制に関する作業部会(今会期議題六に対応)

三つの奴隷関連条約の履行状況、債務奴隷、売買春その他の目的のための人身売買、子どもの売買やポルノ、移住労働者、女性への暴力などについて討議する。

・先住民作業部会(今会期議題七に対応)

先住民の人権状況について検討を行う。先住民の世界大会の感があり、九八年は千人以上が参加した。

・マイノリティに関する作業部会(今会期本会議議題八に対応)

「マイノリティ権利宣言」の促進と実現、マイノリティと政府の間の関係向上について検討する。

②個別の国の人権状況の検討(今会期議題二)

③調査研究

作業部会のもと、課題ごとに個別の委員が研究を行うものがある。

④人権基準策定

2 人権小委員会の特徴

小委員会の特徴は、政府代表と国連NGOが同席して同列の立場で発言できることである。もともと、小委員会自体は、世界五地域から人権委員会が選出した二六人の専門家(Expert)からなるもので、政府代表やNGOは、ILOなどの国連関係機関同様、オブザーバーに過ぎない。委員は選出母体や所属国の意見に拘束されない立場を保證されている。

とはいうものの、人権委員会に候補者を推薦するのは国連加盟国なので、所属国よりの発言になりがちな委員もいる。委員が何らかの事情で小委員会に出席できないときには、あらかじめ定められた代理の委員(Alternate Expert)が出席する。アジア地域である日本からの委員は現在、学習院大学の波多野里望氏で、代理委員は東京大学の横田洋三氏である。オブザーバー資格の政府代表やNGOの発言に際しては、議題ごとに定められる期限内にスピーカーカーズ・リストに登録しなければならぬ。政府代表とNGOとで異なるのは、政府代表には指摘を

受けた自国の人権事情に関しての反論権(Right of reply)があることである。また、会議の態様には、今会期の議題一三のように、その性質上委員のみで討議するクローズド・セッション(Closed session)と、オブザーバーも参加するパブリック・セッション(public session)とがある。

決議(Resolution)および決定(decision)案の提出ならびにその採決は、委員の間でのみ行われるため、NGOや政府代表のなかには委員に対するロビー外交に力を注ぐむきも多い。採決にかけて採択された事柄のうち、小委員会内部の作業方法などはそのまま実施されるが、予算支出をとまなうものや、小委員会外に決定権があることがらについては、小委員会の名のもとに決定権のある部署(人権委員会や経済社会理事会など)へ提案・勧告することになる。

3 国連NGOについて

ちなみに、国連NGO資格にはジェネラル、スペシャル、ロスターの三種類がある。ジェネラルは経済社会理事会(ECOSOC)活動の大部分に関心を有する一般協議資格団体で、赤十字などが該当する。スペシャルは理事会活動の一部のみ関心を有する特別協議資格団体で、

アムネスティ・インターナショナルなどがそうである。ロスターは経済社会理事会などの国連機関に、時に応じ有益な貢献ができると認められた団体で、反差別国際運動など約半数のNGOがこれに該当する。

4 人権小委員会の議題

小委員会の議題は前会期、最終日に仮議題が本会議で採決され、当該会期初日の「作業方法」の議題で決定される。今会期の議題(agenda)は、①作業組織、②すべての国における人権侵害問題、③人種差別撤廃に関するテーマ問題の包括的検討、④経済的社会的文化的権利の実現、⑤女性に関する人権の実現、⑥現代奴隷制、⑦先住民の人権、⑧マイノリティに対する差別的防止と保護、⑨司法行政と人権、⑩移動の自由、⑪子どもと青年の権利の促進の完全なる実現および保護の状況、⑫人権小委員会の関心分野における一層の進展の検討、⑬人権に関する通報(一五〇三手続き)、⑭最終議題である。それぞれの議題項目(item)ごとに副議題(sub-item)が設けられている。

二 今会期討論内容の概略

1 作業組織

第五〇会期人権小委員会の議長はアジア地域の委員から選ばれるはずであったが、予定されていた候補の波多野里望委員が健康上の理由で欠席したので、代わってアフリカ地域からエル・ハディ・ギセ（セネガル）委員が選出された。アジア地域からの議長選出は次会期に繰り延べになった。この議題の副議題に小委員会の作業方法がある。昨年の第四九会期小委員会は、波多野委員に作業手続き規則改訂草案の作成を委ね、彼はその草案を今会期提出していたが、十分な検討が行えなかつたため、小委員会はさらなる検討を加えた草案を次会期に提出するよう同委員に要請することを決めた。

2 すべての国における人権侵害問題

a 討議の中から

多くの国の人権侵害状態がNGOや委員などから指弾を受けた。

国によっては、自国の人権維持促進への努力と課題解

決困難な状況を語るなど、NGOや委員からの指摘に真摯に対応していた。しかし、アシミール問題に関しての

反論権でパキスタン政府代表は、「インド政府の資金援助を受けている似非NGO……」と一部NGOを非難した。アルメニア紛争に関して政府代表間の応酬があり、アゼルバイジャンは、「どちらが有罪かを決めることができるはずだ」と小委員会にも矛先をむけた。また、各国で見られる人権擁護活動家への迫害が論議された。

b 人権小委員会の対応

ベラルーシ、朝鮮民主主義人民共和国、メキシコの人権状況に関して決議案を採択した。アルジェリアの人権状況については否決され、バーレーンについては、同政府の「拷問等禁止条約」の受諾と人権委員会の「恣意的拘禁に関する作業部会」の受け入れ延長同意の発表により取り下げられた。対イラク経済制裁が、国民一般を苦しめていることから、その撤廃を安全保障理事会と諸国家に促した（今会期議題四）。

3 人種差別撤廃に関するテーマ問題の包括的検

討

アファーマティブ・アクション、移住労働者の権利、「反人種主義世界会議」、外国人排斥の拡大が論議され

た。

アファーマティブ・アクションは、人種・性別・言語などの区別基準の違いにより概念や受益者集団が異なり混乱がみられるので、さらなる研究が必要である。移住労働者の権利保護については、二重国籍付与に解決の可能性が摸索されている。二重国籍付与は日本の定住外国人問題でも一考の余地がある。

4 経済的社会的文化的権利の実現

a 討議の中から

①国際経済秩序と人権の促進、②発展の権利の実現、③多国籍企業問題、④人権教育を含む教育の権利の実現の四副議題が設けられている。

①では、世界経済の拡大が発展途上国に所得配分格差と第三世界と第四世界への分極化をもたらし、第四世界では貧困に伴う飢餓や病気が女性と子どもとマイノリティを直撃していることが論議された。

②では、飲料水・食糧への権利、強制退去、移住労働者問題、イラクの人権活動家の状況が論点となった。途上国の給水状況を改善する公共事業プログラムには国際的援助を必要とする。現状のままであれば二〇二五年には、およそ三〇億人が安全な飲料水のアクセスに欠け、

将来の「水戦争」が懸念される。また、途上国のおよそ八億四千万人が栄養不良で、子どもの三〇％は標準発達体重に満たない。

③では、多国籍企業と児童労働の関係が論議された。世界の大企業の半数以上が多国籍企業で、多くが児童労働に有責である。複数国を基盤にもつゆえに贈収賄と汚職、国家対立の原因となっている。多国籍企業が君臨する途上国は国家主権を維持できるのか疑問である。多国籍企業の否定面は雇用創造や技術伝達のような肯定面を凌駕し、多くの貧困国に初等教育さえ受けることのできない児童労働の実態を生み出した。貧困に対処せずに児童労働のみを否定することは、ストリート・チルドレンを増やすだけである。

④では、途上国の重い対外債務負担が教育予算に影響し、教育の権利が不完全にしか保障されていないことが報告された。教育を欠いては十分な社会参加は保障され得ない。学校教育で人権尊重の原則の認識を発達させるカリキュラムを組むべきである。市民教育でも国際的な人権基準が伝えられる必要がある。

b 人権小委員会の対応

経済協力開発機構の加盟国に、「すべての蓄えが完全に人権義務と一貫することを保証する投資に関する多国間

協定」の草案を再検討するよう促した。国際的・地域的な貿易、投資と金融政策、協定と慣行に人権基準がより反映され得る方法と手段についてのワーキング・ペーパーの準備を委員に託した。また、経済的社会的文化的権利の侵害者の免罪の非を検討する「社会フォーラム」を小委員会内に設ける決議案の人権委員会提出を決めた。「飲料水への権利の認識の向上」についての特別報告者の指名の承認を人権委員会に提案した。「発展の権利宣言」を支持し、「食物への権利」の報告書の改訂版を次会期に提出することを決めた。教育による権利の認識についての一層詳細なワーキング・ペーパーの準備が採択された。

5 女性に関する人権の実現

a 討議の中から

第五議題、従来は「女性の人権の実現」であったが、「女性に関する人権の実現」と読み替えられた。副議題は、「女性や子どもの健康に影響する伝統的慣行」と「発展における女性の役割と平等な参加」である。

九七年一月二八日のエジプトの国家裁判所は、コランは割礼を公認してはいないと歓迎すべき判決を出したが、アラブ首長国連邦では、一歳から五歳までの少

女の三〇・八%が割礼を施されている。

発展の過程に女性の地位向上が不可欠のだが、途上国では、女性に対する社会的軽視と不正行為が拡大しつつづけている。

アフガニスタンを制圧したイスラム原理主義タリバンは女性を邪悪で男性の欲望をみたす対象としてしかみなさない。女性教育のために非公式に設けられていた学校も閉鎖され、人道NGOはすべて国外へ追放された。女性は売春を強要され自殺率が高い。

b 人権小委員会の対応

すべての国家にむけて女性の生殖器を棄損する慣行を排除する努力を強化しよう訴えた。タリバン制圧下のアフガン女性の苦しみに重大な関心を示した。

タリバンの政策は国際法のはなはだしい違反である。諸政府に外交的承認を与えないように訴え、各企業にも女性に対する差別処遇が廃止されるまでタリバンとの金融協定を思いとどまるよう訴えた。

また、不動産に関して女性の平等権を否定する法律、政策、慣行を改正するのに必要なあらゆる処置をとるよう各国政府に切望した。政府、国際金融機関と他の信託機関が、単身女性や女性世帯主の家庭に特別な考慮が与えられるようにその方針を再検討するべきことを提案し

た。

6 現代奴隷制

a 討議の中から

汚職とインターネット利用が奴隷制度との闘いにとって障害となつていいること、ポルトガルその他で女性たちが奴隷同様の条件で働かされ、売春が成文化されない労働条件となり、エイズや性的感染症で苦しんでいることが報告された。パキスタンでは推定三三〇万人の児童労働者の多くが性的虐待を受け、東南アジアでは先住民の子どもたちが、売春の大集団を形成している。不正な政府官僚は、被害者を犯罪者あるいは不法移住労働者として取り扱う。性的奴隷だけでなく、結婚・養子の形態を装った家事奴隷としての搾取もある。国境管理と犯罪防止努力が社会福祉と犠牲者援助プログラムとともに拡大され、売春の罪悪感に苦しむ犠牲者に対応する官僚に適切な訓練を課す必要がある。

日本の「従軍慰安婦」問題が、採りあげられて六年が経過した。美根慶樹公使は、「日本政府は、この問題に関して諸国・各NGOからのいかなる提案にも応じる心づもりはない(趣意)」と内閣の意を受けた強硬発言をした。韓国代表は、日本政府が法的責任を認めることで達成さ

れる尊敬と威厳の回復が女性たちの願いであり、民間が設立したアジア女性基金によって代替する処置は不十分であるとの見解を表明した。

b 人権小委員会の対応

「武力衝突下の組織的強姦、性的奴隷と奴隷的慣行に関するすべての人権侵害を、国際的な犯罪として司法機関が効率的に起訴できる法律」の制定を諸国に呼びかけた。また、人身売買と売春に加担する警察と官僚を調査して罰則を強化しよう訴えた。さらに、性的搾取のための女性と少女の国境を越えた取引の防止に当たることを勧告した。二月二日を「すべての形態における奴隷制度の廃止のための国際デー」と改めて宣言することを提案し、各方面に現代奴隷制に関する国連自発基金への醸出を促した。

7 先住民族の人権

a 討議の中から

・第一六会期先住民作業部会

千人以上の関係者を結集して、第一六会期先住民作業部会が人権小委員会に先だつて開催された。議題には小委員会付託の二つの研究が含まれている。「先住民族と国家との間の条約・協定その他の建設的な取り決め」と、

先住民族の「土地権」である。作業部会は「常設フォーラム」の設立、「世界の先住民の国際一〇年」その他についても検討した。

・国家と先住民族の間の条約、協定その他の取り決め
 昨年、マルティネス委員は、「かつて有していた国家的独立を、いくつかの国家に分割されて除外された集団」との先住民族の定義を提案した。その定義はアフリカやアジアの先住民族を除外する定義であった。先住民作業部会はそれを受け入れず、彼は「国家と先住民族の間の条約・協定その他の建設的な取り決め」についての研究の最終報告を各国語にして会期内に提出することを見合わせた。

・土地権

ダエス先住民作業部会議長は「先住民族と土地への関係」について進捗状況を報告した。ほとんどの国から主題についてのコメントも他の提案も返ってこなかった。予備分析によれば、以下が国家に関わる問題となる。土地権復活と土地権の安定保全の必要性との整合、莫大な賠償金ないし和解金、効率的で公正な主張方法の確立、土地を返却した際の国家の機能と安定の持続、資源開発・防衛・その他の国家的必要性と先住民族の主張との不一致、などである。

b 人権小委員会の対応

ダエス委員に、第一七会期先住民作業部会と第五一期小委員会に、「先住民族の土地権」の最終報告書提出を要請した。「国家と先住民族の間の条約・協定その他の建設的な取り決め」については九九年三月三十一日までに最終報告の改訂版を提出するようマルティネス委員に要請した。各国政府、国内機関、NGOに「先住民の一〇年」のための「自発的基金」への拠出を訴え、「一〇年」の早い時期に、先住民族のための常設フォーラムを国連機構の中に確立することを勧告した。第一七会期先住民作業部会は「先住民族と土地への関係」を主要論題とするよう提案した。

8 マイノリティの保護

a 討議の中から

人種間憎悪とマイノリティへの暴力が拡大し、ヨーロッパ諸国でロマに対する迫害の度が深まっていることが論議された。宗教の分野でも厳しい差別がある。パキスタンの反神聖冒瀆法、ジャム・カシミールのヒンズー教徒せん滅の組織的キャンペーンなどである。ビルマやインドでもマイノリティに対する広範な圧迫がある。米国の黒人経済奴隷制度、日本の在日韓国・朝鮮人差別など

も引き続き課題である。

b マイノリティに関する作業部会

「マイノリティに関する作業部会」はマイノリティの権利の促進と保護の方法や手段の検討で実質的に進歩したが、「同化」と「統合」の相違についてさらに検討の必要がある。小委員会は、専門機関と国連機関がマイノリティ保護の分野における活動に関する情報の作業部会への提供を事務総長に要請、また、作業部会に対してアメリカの奴隷貿易時代の遺物である現在の黒人社会への差別を議題に加えるよう強く要請した。

9 司法行政と人権

a 討議の中から

行政による恣意的な逮捕、強制的失踪やテロリズム黙認で司法行政に代替させている事例が報告された。政治犯の不法逮捕と拷問、年少政治犯に対する刑務所内処遇、法廷の釈放決定を尊重しない政府等々、司法行政に関する会期内作業部会の作業の必要性は後を絶たない。失踪者の親族を生き地獄から解放するための手だても求められている。

b 人権小委員会の対応

作業部会提出の「強制的失踪からの保護に関する条約」

草案を人権委員会に送り検討を求めると決めた。「テロリズムと人権」については来年の検討事項となった。

10 移動の自由

a 討議の中から

人と土地を統制する政治的道具として退去強制が用いられていること、軍や準軍事組織活動への恐怖からの自主退去が論議された。黒人や先住民族の共同体が特に被害を被り、農民が最も影響を受けている。移動の自由について重要な視点は、第一に自国内を自由に移動し、自身の家、共同体と文化から強制的に追い出されない権利、第二に迫害を逃れて自国を退去し他国に亡命する権利、第三に難民が安全と尊厳を保障されて自国に帰還し、自らの選択する場所に住む権利である。多くの難民が目的地への到着さえ果たせず、飢餓状態で生活していることは緊急の課題である。難民の帰還は、安全の保障と破壊された生活と地域を再建する権利がなければ非現実的である。帰還者が居住地の選択権を持たず、不動産所有が復元されない問題がある。

b 人権小委員会の対応

すべての国家に、自由に帰還する権利の公正な実施の保証と効率的で迅速な法律上、管理上その他の手順の開

発を促した。移動の自由についてのより実用的な提案のために委員のセミナーの招集を決めた。

11 子どもと青年の権利の促進の完全なる実現および保護の状況

八七年以後、二〇〇万人以上の子どもが武力紛争で命を落とし、六〇〇万人が障害を負わされた。途上国では多くの子どもが、おとなの賃金を低めつつ想像を絶する悪労働条件で働いている。「エイズ国連共同計画」が新たに発表した方針案によれば、HIVキャリアの母親から出生した子どもは、最も重要な健康の源である母乳を奪われるという危険にさらされる。

マイノリティに対する人権侵害の原因の一つはマイノリティについての否定的ステレオタイプの存在と継承である。偏見は親や教師によって子どもの中に植え付けられ若者に伝えられる。子どもたちが理解と寛容、民族の間の友情の精神と信教や思想信条その他の自由への敬意に包まれて育てられることが肝要である。学校と政府に責任があり、メディアには果たすべき重要な役割がある。

12 人権小委員会の関心分野における一層の進展の検討

「国際テロリズム」、「信教の自由」などが論点となった。

近年、テロリズムの国際的な形態が国際的平和と安全保障に脅威となっている。多くの新しい対立がテロリズムを特徴として出現した。小委員会は国際テロリズムを排除するために最大の努力を傾けねばならない。どんな権力も単独では国際テロリズムを絶滅することはできない。国際的な協力と団結が必要であり、国連がその必要性を強調することが重要である。

「イスラム全体主義」は宗教の自由に対する最大の脅威である。国によっては組織的で残忍な宗教差別とテロリズムが継続して脅威を増している。例えば、ベトナム政府は国家原則に従うよう、すべての宗教的な活動を統制している。

おわりに

今会期終わりのギセ議長の言葉を引いて報告の締めくくりにした。会議は国連の機構改革の精神で始まった。

その文脈で、人権委員会の議長を非公式にまた公式に迎えて、専門家の意見や可能な改革についての意見を交換した。小委員会の将来について多くのことが語られた。何人かは小委員会の解消を求めた。それらの人びとは人権小委員会が独立した専門家と、国連関係機関と政府の代表者とNGOが同席して、人権の保護と促進に関して建設的な方法で意見を交換する唯一の国連機構であることを思い起こすべきである。

参考文献

UN Press Release HR/SC/98/1~32

(財)アジア・太平洋人権情報センター『国連人権システムの変動』一九九七年、現代人文社

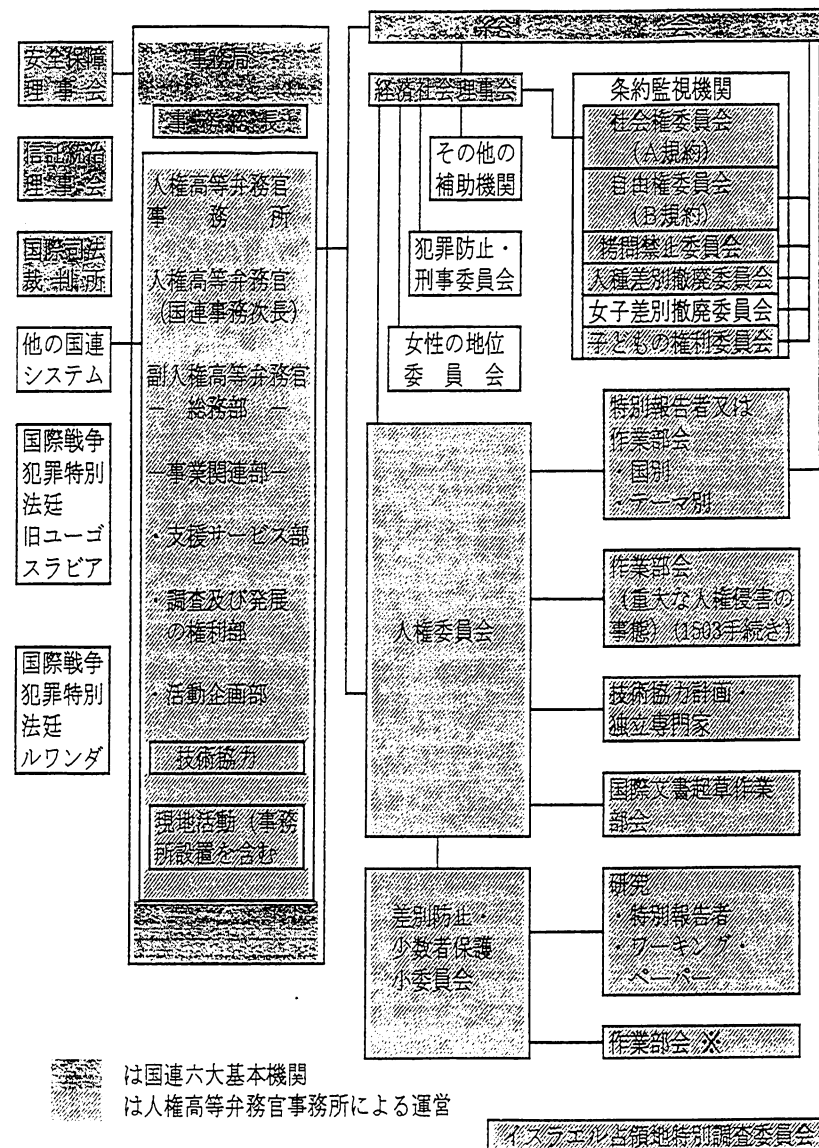
エンパワメントと人権

エンパワメントは自分のなかにあるちからを他者との関係のなかでひきだすこと。そのような視点からいじめ、人権侵害にどう取り組んでいけばよいのか具体的な方法を提供する。

森田 ゆり著
解放出版社
四六判 197頁
1,700円＋税



資料1 国連人権機関組織図



※小委員会のもとに、通報(1503手続き)、現代奴隷制、先住民、少数者の4作業部会が会期前作業部会として設けられている。他に会期内の作業部会が必要に応じて設けられる。